KACHIEL セミナー
2024 年 11 月 1 日

# 個人の国際税務

税理士　阿部行輝

# 目　次

## 個人の国際税務

（注）　本レジュメは、令和６年７月１日現在の法令、通達によっています。

# 個人の国際税務

## １　居住形態と課税所得の範囲

### Ｑ１　個人の納税義務者の区分

Ｑ　所得税法上、個人の納税義務者はどのように定められているのでしょうか。

## Ｑ２　住所及び居所の定義

Ｑ　住所及び居所の定義について教えてください。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Ｑ３　住所の推定

Ｑ　住所の推定について教えてください。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Ｑ４　居住形態判定における特例

Ｑ　居住形態の判定において、特別な場合について教えてください。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Ｑ５　期間計算の方法

Ｑ　居住者の定義は、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて１年以上居所を有する個人」とされており、また、非永住者の定義は、「居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が５年以下である個人」とされています。年数のカウントは、どのように行ったらよいのでしょうか。

## Ｑ６　非永住者期間の計算方法

Ｑ　米国人Ａは、次のとおり入出国があります。令和５年５月８日現在において、Ａは非永住者に該当するでしょうか。

①　平成 29 年５月 20 日に入国、令和２年４月 16 日に出国

②　令和４年３月２日に入国、令和５年５月８日現在、日本に在留中

③　過去、日本への入国はこの２回のみ

## Ｑ７　居住形態等に関する確認書

Ｑ　「居住形態等に関する確認書」について教えてください。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Ｑ８　課税所得の範囲

Ｑ　永住者、非永住者、非居住者ごとに、課税所得はどのようになっているのか教えてください。

## Ｑ９　国内において支払われたものの意義

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

**Q10　送金の意義**

Q　非永住者の課税所得の範囲で、「国外源泉所得で国外から送金されたもの」とされていますが、国外から送金されたものとは、どのようなものをいうのでしょうか。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Q11　非永住者に国内への送金があった場合の課税所得の範囲（基本的考え方）

Q　非永住者の送金課税について、具体的な事例で説明していただけますでしょうか。

## Q12　非永住者の課税所得の範囲

Q　私は米国人ですが、米国親会社から日本子会社に、２年間の契約で派遣されています。給与 20,000,000 円全額が、日本子会社から国内で支払われています。本年は海外出張が約６か月ありました。私の課税対象となる金額はいくらでしょうか。

## Q13　非永住者の課税所得の範囲に関する改正点

Q　非永住者の課税所得の範囲について、最近の改正点を教えてください。

## Q14　米国子会社に出向して一時帰国した社員の課税関係

Q　弊社の社員Ａは、令和４年８月１日に、３年間の期限付きの辞令によって米国子会社に出向しました。ところが、米国子会社勤務中に病気にかかったため令和５年６月１日に日本に一時帰国し、１か月療養後体調が回復した後は、日本親会社で仕事をしています。仕事の内容は、メールやWeb会議により米国の取引先とやりとりするなど、米国子会社の仕事をしています。あと１週間体調の様子を見て、米国子会社に戻る予定です。

日本親会社で働いている間の給与は、仕事の内容が米国子会社のものであるため、米国親会社から支給されており日本親会社から給与は支給されていません。

社員Ａは、居住者あるいは非居住者のどちらとして扱われるのでしょうか。また、課税関係はどのようになるのでしょうか。

## Q15　長期滞在の予定が短期滞在となった外国人派遣社員の居住形態

Q　英国本店に勤務する外国人派遣社員で、英国本店との契約で３年間、日本支店に勤務する契約で来日した社員がいます。しかし、10 か月を経過した時点で体調を崩したため、途中で帰国し、その後は、英国本店で勤務することになりました。

この社員の居住形態は、どのように考えたらよいのでしょうか。

## Q16　短期滞在の予定が長期滞在となった外国人派遣社員の居住形態

Q　英国本店に勤務する外国人派遣社員で、英国本店との契約で７か月間、日本支店に勤務する契約で来日した社員がいます。しかし、７か月を経過した時点で、さらに引き続き３年間、日本支店で勤務する旨の命令がなされました。

　この社員の居住形態は、どのように考えたらよいのでしょうか。

## ２　非居住者の課税方法

### Q17　非居住者の課税関係

Q　非居住者は、どのような所得に対してどのような課税のされ方をするのでしょうか。

A　非居住者は、国内源泉所得に対してのみ課税されます。課税のされ方は、非居住者が国内に恒久的施設を有するかどうか、所得の種類は何かによって異なってきます。

【解説】

非居住者に対する課税関係の概要は、次の表のとおりです。

<table>
<tr><th rowspan="2">非居住者の区分<br>（所法164①）<br>所得の種類<br>（所法161①）</th><th colspan="2">恒久的施設を有する者</th><th rowspan="2">恒久的施設を有しない者<br>（所法164①二、②二）</th><th rowspan="2">源泉徴収<br>（所法212①213①）</th></tr>
<tr><th>恒久的施設帰属所得<br>（所法164①一イ）</th><th>その他の国内源泉所得<br>（所法164①一ロ、②一）</th></tr>
<tr><td>（事業所得）</td><td rowspan="3">【総合課税】<br>（所法161①一）</td><td colspan="2">【課税対象外】</td><td>無</td></tr>
<tr><td>① 資産の運用・保有により生ずる所得<br>（所法161①二）<br>※下記⑦～⑮に該当するものを除く。</td><td colspan="2" rowspan="2">【総合課税（一部）（注２）】</td><td>無</td></tr>
<tr><td>② 資産の譲渡により生ずる所得<br>（　〃　三）</td><td>無</td></tr>
<tr><td>③ 組合契約事業利益の配分<br>（　〃　四）</td><td rowspan="13">【源泉徴収の上、総合課税】<br>（所法161①一）</td><td colspan="2">【課税対象外】</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>④ 土地等の譲渡対価<br>（　〃　五）</td><td colspan="2" rowspan="3">【源泉徴収の上、総合課税】</td><td>10.21%</td></tr>
<tr><td>⑤ 人的役務の提供事業の対価<br>（　〃　六）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑥ 不動産の賃貸料等<br>（　〃　七）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑦ 利子等　（　〃　八）</td><td colspan="2" rowspan="10">【源泉分離課税】</td><td>15.315%</td></tr>
<tr><td>⑧ 配当等　（　〃　九）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑨ 貸付金利子　（　〃　十）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑩ 使用料等　（　〃　十一）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑪ 給与その他人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等<br>（　〃　十二）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑫ 事業の広告宣伝のための賞金<br>（　〃　十三）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑬ 生命保険契約に基づく年金等<br>（　〃　十四）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑭ 定期積金の給付補塡金等<br>（　〃　十五）</td><td>15.315%</td></tr>
<tr><td>⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配<br>（　〃　十六）</td><td>20.42%</td></tr>
<tr><td>⑯ その他の国内源泉所得<br>（　〃　十七）</td><td>【総合課税】<br>（所法161①一）</td><td colspan="2">【総合課税】</td><td>無</td></tr>
</table>

（注）１　恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複して該当する場合があります。

２　上記の表②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、所得税法施行令第281条第１項第１号から第８号までに掲げるもののみ課税されます。

３　租税特別措置法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があります。

４　租税特別措置法等の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があります。

（出典：国税庁「令和５年版　源泉徴収のあらまし」）

**Q18　国内源泉所得の範囲**

Q　非居住者は、国内源泉所得に対して課税されるとのことですが、国内源泉所得とはどのようなものをいうのでしょうか。

## ３　租税条約

### Q19　租税条約の役割と適用対象者

Q　租税条約の役割と適用対象者について教えてください。

## ４　利子所得

### Q20　利子所得の課税方法

Q　利子所得の課税方法について、居住形態別に教えていただけますでしょうか。

## ５　配当所得

### Q21　配当所得の課税方法

Q　配当所得の課税方法について、居住形態別に教えていただけますでしょうか。

## Q22　海外の利子所得・配当所得の申告要否

Q　私（永住者）は会社員ですが、米国の証券会社に証券口座を保有しています。この証券口座で利子及び上場株式の配当が生じており、配当からは米国の税金が引かれています。この利子及び配当は、日本で申告する必要があるのでしょうか。

## Q23　海外の配当所得を修正申告において分離課税で申告することの可否

Q　私（永住者）は国内の金融機関を介さずに、直接、国外の金融機関と取引し上場株式の配当が生じています。当初の確定申告では、この配当を申告していなかったのですが、修正申告において申告分離課税とすることはできますか。

## ６　不動産所得

### Q24　不動産所得の課税方法

Q　不動産所得の課税方法について、居住形態別に教えていただけますでしょうか。

## Q25　年の途中で居住形態が変わった場合の不動産所得の課税方法

Q　私は米国人ですが、年の途中で５年を超えて日本に居住していることになりました。米国に賃貸不動産を所有していますが、居住形態が非永住者から永住者に変わった場合の不動産所得の申告はどのようにしたらよいのでしょうか。なお、不動産収入は、米国の口座に振り込まれ日本への送金はありません。

## Q26　国外賃貸不動産がある場合の確定申告の要否と申告書の書き方

Q　私（永住者）は、会社からの給与収入（年末調整済み）のほかに、米国に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションからの収入は、日本で確定申告を行う必要があるのでしょうか。また、申告が必要ならば、申告書の書き方を教えていただけますか。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

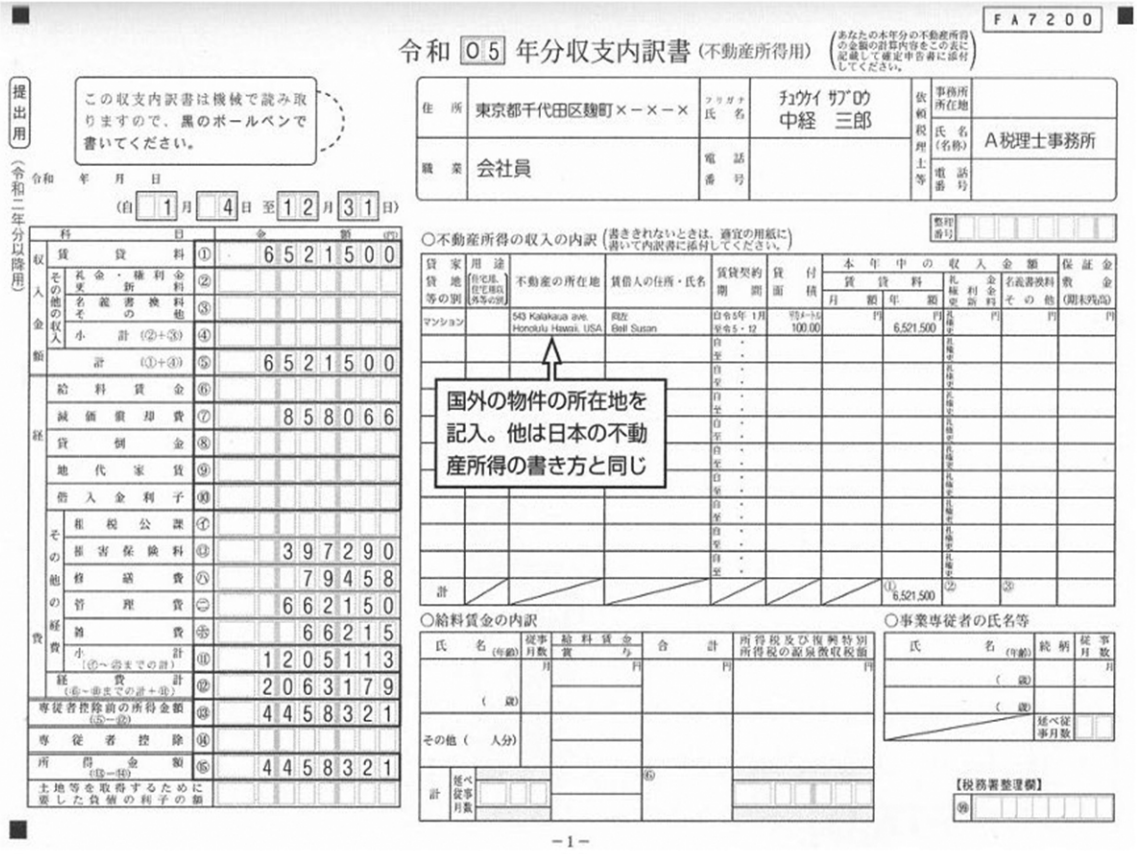

FA7200

令和 05 年分収支内訳書（不動産所得用）（あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

（令和二年分以降用）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 東京都千代田区麹町×－×－× | フリガナ<br>氏名 | チュウケイ サブロウ<br>中経　三郎 |
| 職業 | 会社員 | 電話番号 | |

| 依頼税理士等 | |
|---|---|
| 事務所所在地 | |
| 氏名（名称） | A税理士事務所 |
| 電話番号 | |

令和　年　月　日（自 1月 4日 至 12月 31日）

| 科目 | | | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 収入金額 | 賃貸料 | ① | 6521500 |
| | その他の収入　礼金・権利金・更新料 | ② | |
| | 名義書換料・その他 | ③ | |
| | 小計（②＋③） | ④ | |
| | 計（①＋④） | ⑤ | 6521500 |
| 経費 | 給料賃金 | ⑥ | |
| | 減価償却費 | ⑦ | 858066 |
| | 貸倒金 | ⑧ | |
| | 地代家賃 | ⑨ | |
| | 借入金利子 | ⑩ | |
| | その他の経費　租税公課 | ㋑ | |
| | 損害保険料 | ㋺ | 397290 |
| | 修繕費 | ㋩ | 79458 |
| | 管理費 | ㋥ | 662150 |
| | 雑費 | ㋭ | 66215 |
| | 小計（㋑～㋭までの計） | ⑪ | 1205113 |
| | 経費計（⑥～⑩までの計＋⑪） | ⑫ | 2063179 |
| 専従者控除前の所得金額（⑤－⑫） | | ⑬ | 4458321 |
| 専従者控除 | | ⑭ | |
| 所得金額（⑬－⑭） | | ⑮ | 4458321 |
| 土地等を取得するために要した負債の利子の額 | | | |

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。）

| 貸家貸地等の別 | 用途 | 不動産の所在地 | 賃借人の住所・氏名 | 賃貸契約期間 | 貸付面積 | 賃貸料 月額 | 賃貸料 年額 | 礼金・権利金・更新料 | 名義書換料その他 | 保証金・敷金（期末残高） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マンション | | 543 Kalakaua ave. Honolulu Hawaii, USA | 同左 Bell Susan | 自令5年 1月<br>至令5・12 | 100.00 | 円 | 6,521,500 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | | | | | | | ① 6,521,500 | ② | ③ | |

国外の物件の所在地を記入。他は日本の不動産所得の書き方と同じ

○給料賃金の内訳

○事業専従者の氏名等

【税務署整理欄】

－1－

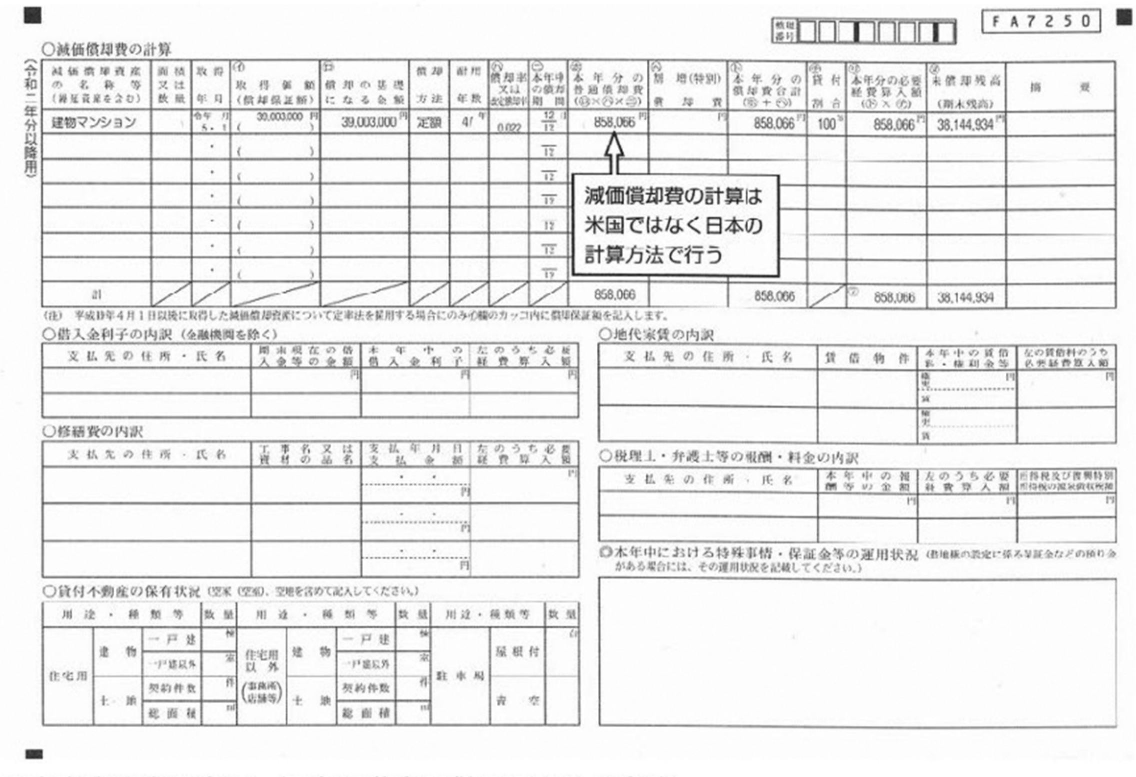

FA7250

○減価償却費の計算

| 減価償却資産の名称等（繰延資産を含む） | 面積又は数量 | 取得年月 | ㋑取得価額（償却保証額） | ㋺償却の基礎になる金額 | 償却方法 | 耐用年数 | ㋩償却率又は改定償却率 | ㋥本年中の償却期間 | ㋭本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥） | ㋬割増（特別）償却費 | ㋣本年分の償却費合計（㋭＋㋬） | ㋠貸付割合 | ㋷本年分の必要経費算入額（㋣×㋠） | ㋦未償却残高（期末残高） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建物マンション | | 令和5・1 | 39,003,000 | 39,003,000 | 定額 | 47 | 0.022 | 12/12 | 858,066 | | 858,066 | 100 | 858,066 | 38,144,934 | |
| 計 | | | | | | | | | 858,066 | | 858,066 | | ⑦ 858,066 | 38,144,934 | |

減価償却費の計算は米国ではなく日本の計算方法で行う

（注）平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

○地代家賃の内訳

○修繕費の内訳

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

○本年中における特殊事情・保証金等の運用状況

○貸付不動産の保有状況

※申告書の書き方は、国内不動産所得と同じため省略。

## Q27　国外中古建物の不動産所得に係る損益通算

Q　私（永住者）は給与所得者ですが、米国に中古の賃貸建物を所有し、毎年、確定申告しています。国外中古建物から生じる不動産所得について、不動産所得の計算上損失が生じたときは、損失はなかったとみなされると聞いたことがあります。詳しく教えてください。

## 7　給与所得

### Q28　給与所得の課税方法

Q　給与所得の課税方法について、居住形態別に教えていただけますでしょうか。

## Q29　外国親会社から受け取る株式報酬①　ストック・オプション

Q　外国親会社から受け取るストック・オプションの課税方法について教えてください。

## Q30　外国親会社から受け取る株式報酬②　リストリクテッド・ストック

Q　外国親会社から受け取るリストリクテッド・ストックの課税方法について教えてください。

## Q31　外国親会社から受け取る株式報酬③　リストリクテッド・ストック・ユニット

Q　外国親会社から受け取るリストリクテッド・ストック・ユニットの課税方法について教えてください。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

## Q32　外国親会社から受け取る株式報酬④　ｴﾝﾌﾟﾛｲｰ・ｽﾄｯｸ・ﾊﾟｰﾁｪｲｽ・ﾌﾟﾗﾝ

Q　外国親会社から受け取るエンプロイー・ストック・パーチェイス・プランの課税方法について教えてください。

## Q33　外国親会社等が発行する経済的利益に関する調書

Q　外国親会社等が発行する経済的利益に関する調書について教えてください。

## Q34　リストリクテッド・ストックを受け取った場合の申告書の書き方

Q　私（永住者）は米国に親会社がある日本子会社に勤務していますが、米国親会社から昨年付与されたリストリクテッド・ストックが、今年、一部制限解除されました。確定申告書の記載の仕方を教えてください。

**Q35　居住者期間中に権利付与されたストック・オプションを非居住者期間中に権利行使した場合**

[illegible]

[illegible]

## Q36　年の途中で帰国した給与所得者の課税関係

Q　私（日本人）は日本に親会社がある法人の英国子会社に３年間勤務し、今年６月末で３年間の勤務を終え日本に帰国し、７月から日本親会社に勤務しています。英国子会社に勤務していた間は、給与は英国子会社から支給されていましたが、日本親会社に勤務するようになってからは日本親会社から支給されています。なお、日本に帰国後、英国子会社から英国に勤務していた期間に対する賞与を受け取りました。

私の今年の課税関係はどのようになるのでしょうか。

## Q37　年の途中で出国した給与所得者の課税関係

Q　私（日本人）は、日本に親会社がある法人に勤務していますが、本年７月から、英国子会社に３年間の予定で赴任することになりました。英国子会社に勤務中は、日本の自宅は人に貸し付け賃貸収入が生じる予定です。

私の今年の課税関係はどのようになるのでしょうか。

## Q38　出国時における給与の源泉徴収

Q　出国する使用人に支給する給与の源泉徴収の仕方について、教えていただけますか。

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]
4. [illegible]

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]
4. [illegible]

## Q39　入国時における給与の源泉徴収

Q　入国する使用人に支給する給与の源泉徴収の仕方について、教えていただけますか。

[illegible]

| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
|---|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]

[illegible]

[illegible]

| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
|---|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]

[illegible]

[illegible]

| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
|---|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

[illegible]

[illegible]

## Q40　海外支店に出向している社員に支払われる給与の一部支給

Q　私（日本人）は、この度、海外支店に２年間勤務することになりましたが、家庭の事情により単身赴任することとなりました。単身赴任期間中は、給与の一部が留守宅に支払われることとなります。

留守宅に支払われる給与の一部は、日本で課税されるのでしょうか。

## Q41　準確定申告（172 条申告）

Q　私は（外国人）外国に親会社を有する日本子会社に、昨年末まで勤務していましたが、今年本国に帰国後、昨年１年間日本に勤務していたことに対する賞与を外国親会社から受け取りました。

この賞与に対する日本の税金は、どのように取り扱われるのでしょうか。

## Q42　みなし国内払い

Q　私は（米国人）外国に本店を有する日本支店に、昨年末まで勤務していましたが、今年本国に帰国後、昨年１年間日本に勤務していたことに対する賞与を外国本店から受け取りました。

この賞与に対する日本の税金は、どのように取り扱われるのでしょうか。

## Q43　準確定申告書（172 条申告書）の書き方

Q　準確定申告書（172 条申告書）の書き方について教えてください。

## Q44　帰国後の会社負担の税金（親子間会社の場合／172 条申告）

Q　弊社は、米国に親会社を有する製薬会社の日本子会社ですが、米国人社員で本年４月まで勤務し、その後米国に帰国した者がいます。米国に帰国後、区役所から住民税の賦課決定通知書が届きました。この住民税は日本子会社で負担することとしましたが、日本の税金はどのように取り扱うのでしょうか。

## Q45　短期滞在者免税

Q　租税条約に短期滞在者免税というものがあり、非居住者で日本国内の勤務日数が 183 日以下で他の要件も満たせば、日本で働いても日本の税金がかからないと聞きました。この制度について教えてください。

## Q46　短期滞在者免税における滞在日数の計算方法

Q　短期滞在者免税における滞在日数の計算をする場合、入出国の日は含めるのでしょうか。

## Q47　短期滞在者免税における滞在期間 183 日以内の判定

Q　短期滞在者免税において、滞在日数のカウントの仕方が、租税条約によって異なると聞きました。具体的にどのように異なるのか教えていただけますか。

## 4　具体例（※縦太線は課税年度末又は 12 月末。以下同じ。）

⑴⑵　課税期間中/暦年中合計 183 日以内

【パターン１】

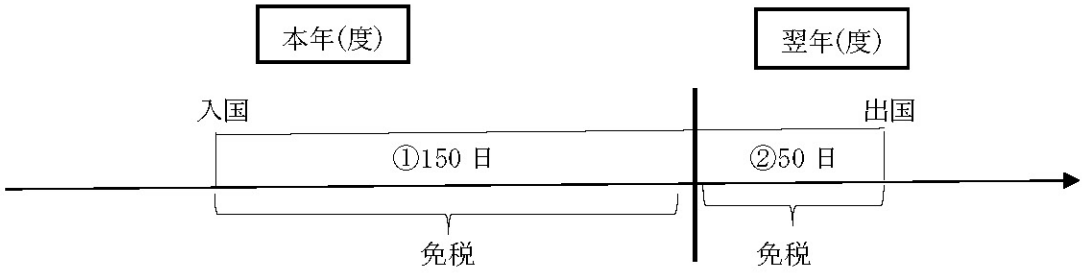


（説明）

年（度）をまたいで国内に滞在しており、本年（度）①と翌年（度）②で 200 日になりますが、それぞれの年（度）では 183 日以内ですので、本年も翌年も免税となります。

【パターン２】

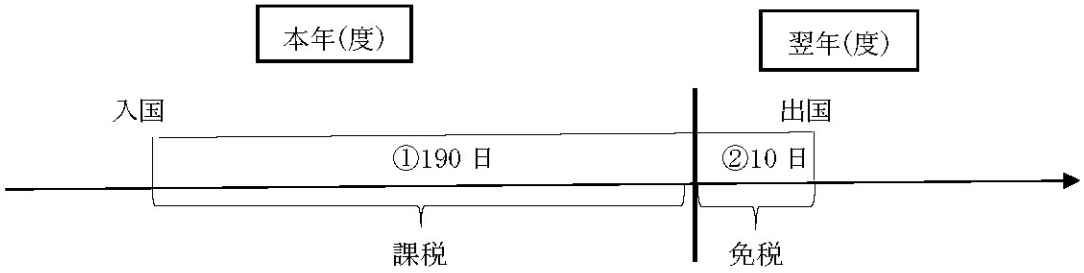


（説明）

本年（度）①は 183 日を超えるので課税、翌年（度）②は 183 日以内なので免税となります。

【パターン３】

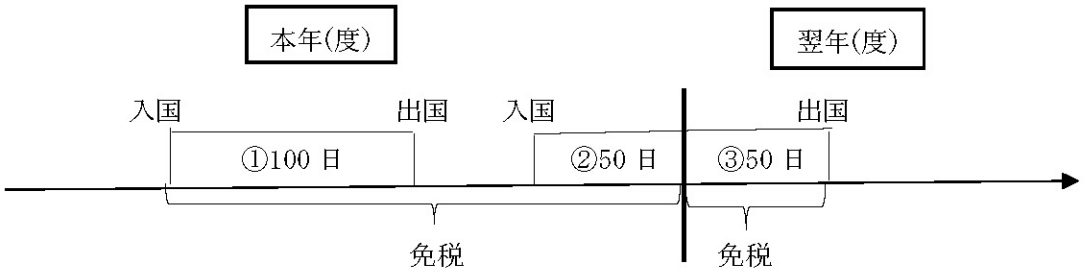


（説明）

２回目の国内滞在②③は年（度）をまたいでいて①②③合計 200 日となりますが、それぞれの年では 183 日以内ですので、本年（度）も翌年（度）も免税となります。

## Q48　居住者期間を有する非居住者の短期滞在者免税の適用

Q　私（米国人）は、令和４年１月１日から同年 12 月 31 日まで、米国に本店を有する法人の日本支店に勤務していましたが、令和５年１月１日から米国本店に勤務しています。令和５年４月 15 日から同年４月 30 日まで日本支店に出張しました。令和５年１月１日に米国本店に勤務して以降の給与は、米国本店から支給され、日本支店へ請求はされていません。

私は、短期滞在者免税の適用対象となるのでしょうか。

## Q49　フィリピンの研修生に対する研修手当

Q　この度、フィリピンの関係会社から、研修生を受け入れることになりました。滞在期間は３か月で、滞在期間中は研修手当として最低限必要な生活費実費相当額である月 60,000 円を渡す予定です。税務上、何か問題は生じますでしょうか。

## Q50　中国人の学生アルバイトのバイト代

Q　弊社では、中国から来た留学生をアルバイトとして雇っていますが、中国の留学生について租税条約による所得税の免税措置を受けることができるのでしょうか。

（租税条約に関する届出書/様式８）

（１面）

様式 8
FORM

# 租税条約に関する届出書
## APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署受付印

（税務署整理欄）
(For official use only)
適用：有、無
番号確認　身元確認

渋谷　税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1　適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と　中華人民共和国　との間の租税条約第 21 条第____項____
The Income Tax Convention between Japan and _____ Article____, para.____

2　報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Remuneration, etc.

| | | |
|---|---|---|
| 氏名 Full name | | 李　博文 |
| 日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan | | 東京都渋谷区渋谷X-X-X　（電話番号 Telephone Number）XX-XXXX-XXXX |
| 個人番号（有する場合のみ記入）Individual Number (Limited to case of a holder) | | 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 |
| 入国前の住所 Domicile before entry into Japan | | 中国広東省　（電話番号 Telephone Number） |
| （年齢 Age）24 | （国籍 Nationality）中国 | （入国年月日 Date of Entry）2022.4.1　（在留期間 Authorized Period of Stay）4 年間　（在留資格 Status of Residence）留学 |
| 下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地（注6）Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6) | | （納税者番号 Taxpayer Identification Number）中国入国前の住所と同じ |
| 日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained | 名称 Name | ○○大学 |
| | 所在地 Address | 東京都文京区X-X-X　（電話番号 Telephone Number） |

3　報酬・交付金等の支払者に関する事項：
Details of Payer of Remuneration, etc.

| | | |
|---|---|---|
| 氏名又は名称 Full name | | 中経貿易株式会社 |
| 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) | | 東京都千代田区西神田X-X-X　（電話番号 Telephone Number）XX-XXXX-XXXX |
| 個人番号又は法人番号（有する場合のみ記入）Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder) | | 6 7 8 9 1 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan | 名称 Name | 同上　（事業の内容 Details of Business）貿易業 |
| | 所在地 Address | 同上　（電話番号 Telephone Number）XX-XXXX-XXXX |

4　上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の適用を受けるものに関する事項：
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

| 所得の種類 Kind of Income | 契約期間 Period of Contract | 報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment | 報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc. | 報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year). |
|---|---|---|---|---|
| 給与 | 令和５年１月～ | 毎月末 | 現金 | 時給1,000円 |

| | |
|---|---|
| 報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容 Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered | アルバイト |

5　上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項（注7）：
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます（Continue on the reverse）】

（２面）

6　その他参考となるべき事項（注8）：
Others (Note 8)

○　代理人に関する事項　：　この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

| 代理人の資格 Capacity of Agent in Japan | 氏名（名称）Full name | | 納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered |
|---|---|---|---|
| □ 納税管理人 ※ Tax Agent<br>□ その他の代理人 Other Agent | 住所（居所・所在地）Domicile (Residence or location) | （電話番号 Telephone Number） | 税務署 Tax Office |

※　「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○　適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合：
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached　□ 有 Yes　□ 添付省略 Attachment not required

（特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"　年　月　日）

## Q51　中国人の学生アルバイトの還付請求

Q　弊社では、中国から来た留学生をアルバイトとして雇っていますが、事前に租税条約に関する届出書の提出を失念し、給与から源泉所得税を徴収していました。この源泉所得税の還付を受けることはできるのでしょうか。

## ８　退職所得

### Ｑ52　退職所得の選択課税の確定申告書の書き方（非居住者が受け取る退職金）

Ｑ　退職所得の選択課税（非居住者が受け取る退職金）の確定申告書の記載方法について、教えてください。

## ９　譲渡所得（不動産）

### Q53　不動産を譲渡した場合の課税関係

Q　譲渡した場合の課税関係について、国内・国外の不動産別かつ居住形態別に教えていただけますでしょうか。

# 第[illegible]章 [illegible]

## [illegible] [illegible]

[illegible]

[illegible]

**[illegible]**

[illegible]

| [illegible] | [illegible] |
|---|---|
| [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible]<br>[illegible]<br>[illegible]<br>[

## Q55　外国の利子、配当、株式譲渡益の課税関係～海外の金融業者と直接取引した場合

Q　海外の金融業者と直接取引した場合の外国の利子、配当、株式譲渡益の課税関係について教えて下さい。

## Q56　国内と国外の証券口座で生じた上場株式等の譲渡損益、配当、利子の損益通算

Q　私は、国内と国外の証券会社の両方に口座を保有しています。それぞれの口座で株式の譲渡損益、配当、利子が生じていますが、損益通算はできるのでしょうか。

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]
4. [illegible]
5. [illegible]
6. [illegible]

## 11　雑所得

### Q57　海外の金融業者を通じて行った外国為替証拠金取引（ＦＸ取引）

Q　私（日本人）は永住者ですが、直接、海外のＦＸ業者と取引してＦＸ取引で利益が発生しています。確定申告のときに、先物取引に係る雑所得等の課税の特例を受けることはできるでしょうか。

## 12　所得控除

### Q58　居住者期間と非居住者期間がある場合の所得控除

Q　私（日本人）は３年間の予定で、今年７月に米国子会社に単身赴任することが決まりました。以前から国内に賃貸マンションを所有していたため、毎年、確定申告をしていましたが、今後、確定申告を行うにあたり所得控除の適用はどのようになるのでしょうか。

## 13　税額控除

### Q59　租税条約の限度税率を超えた場合の外国税額控除

Q　私（日本人）は永住者ですが、シンガポールの銀行に預金があり、今年は利子収入を日本円換算で 100 万円受け取りました。シンガポールの課税当局に租税条約で定める届出書を提出していなかったため、収入 100 万円からシンガポールの源泉所得税 15 万円（利子収入の 15%）が控除されていました。

私は日本で確定申告を行うときに、シンガポールで控除された税金 15 万円を外国税額控除で控除することができるのでしょうか。

## Q60　日米租税条約における外国税額控除

Q　私は米国人（永住者）ですが、今年、米国法人から配当を受け取り、10％の源泉所得税が引かれていました。私は米国市民権を有しているので、内国法人から受け取っている給与と併せて米国で確定申告を行います。米国の確定申告では、市民権課税により 37％の税率で課税されます。

この場合、私が日本で確定申告を行う際に、外国税額控除の対象となる外国所得税はどのようになりますか。

[illegible]

## [illegible]

[illegible]

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]
4. [illegible]

## Q61　非永住者に係る外国税額控除

Q　非永住者は、外国税額控除を受けることができるのでしょうか。

## 14 申告及び納付

### Q62　外国親会社から受け取る株式報酬の申告義務

Q　私（日本人）は、米国に親会社がある日本の子会社に勤務しています。今年、米国親会社から権利付与されていた株式報酬（ＲＳＵ）が制限解除されたので権利行使し、日本円に換算すると 15 万円の利益を得ました。

日本子会社から支給される給与は年末調整済みで、ＲＳＵは 20 万円以下なので、確定申告する必要はないと考えてよいのでしょうか。

## 15　外貨建取引を行った場合の円換算

### Q63　円換算の基本的取扱い

Q　個人が外貨建取引を行った場合の円換算について教えてください。

## Q64　採用する円換算レートによる影響

Q　円換算レートについて電信売相場（TTS）、電信買相場（TTB）、仲値（TTM）のいずれを採用するかによって、どのような違いがあるのでしょうか。

## 16　外貨建取引における為替差損益

### Q65　外貨建取引における為替差損益の取扱い

Q　外貨建取引における為替差損益は、どのような場合に認識してどのように課税されるのでしょうか。

A　外貨建取引の内容により為替差損益を認識するかどうか異なりますが、認識する場合は雑所得として課税されます。６つの事例で説明します。

【解説】　　※　以下の説明は、国税庁質疑応答事例を参考にしています。

**事例１**　**円で外貨を購入し、その後解約し円で受け取った。**

⑴　Ａ銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝100円。

⑵　Ａ銀行の米ドル建定期預金を解約。１ドル＝110円。

事例２　外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益（銀行は異なるが同じドル預金）

事例３　外貨建債券が償還された場合の為替差損益（ドルで買ったものがドルで償還された）

事例４　預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益（ドル預金を解約してドルで建物を購入。種類が異なるものに投資）

事例５　預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建ＭＭＦに投資した場合の為替差損益（銀行は同じだが商品が異なるものに投資）

事例６　保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益（通貨が異なる）